平成２９年（フ）第７４号
大阪市中央区谷町９丁目１番７号　702
破産者　中島　　駿
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７１号
大阪府豊中市服部元町２丁目４番21―305号
破産者　柴田　昭夫
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９６１号
大阪府枚方市西船橋１丁目１番17号
破産者　弓場　直樹
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９８２号
兵庫県川西市清和台東４丁目４番地の105、開始決定時大阪府豊中市岡上の町４丁目５番27号　101号室
破産者　峯田　康則
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０３５号
大阪府東大阪市荒本北１－６―11　シティハウス中野　704号、開始決定時大阪府東大阪市荒本北１丁目６番11―401号　シティハウス中野　401号
破産者　橋本　昌和
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８４３号
大阪市西区立売堀４丁目４番12―601号、住民票上の住所京都府木津川市兜台２丁目１番地１
破産者　山口　　栞
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９０７号
大阪市浪速区元町２丁目５番16―603号
破産者　三浦　鉄也
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１５２号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―302号
破産者　山地　秀也
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３３４号
大阪市東淀川区大道南１丁目８番２―217号
破産者　山岸　雅樹（旧姓山内）
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３４８号
大阪府吹田市南吹田５丁目20番14号
破産者　大村美千代
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３５２号
大阪市東住吉区今川４丁目26番12号
破産者　上田技建こと　髙橋　幸雄
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３５３号
大阪府摂津市庄屋１丁目１番10号　田中文化、前住所大阪府茨木市真砂１丁目15番18号
破産者　谷口ミチ子
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３８９号
大阪府豊中市旭丘１番９―603号
破産者　山本リフォームこと　山本　泰三
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４３５号
大阪府豊中市東寺内町12番14―608号、事業所所在地大阪府吹田市千里山西４丁目38番５―103号
破産者　ハローミスターブッチこと　柴田　久美
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１０号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目５番14号
破産者　松井　俊憲
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５３６号
大阪府守口市金田町１－８－５ハイムさくら103号室、住民票上の住所大阪府守口市大久保町３丁目23番８号
破産者　浅井　信吾
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４号
兵庫県尼崎市宮内町１丁目31番地の１アクシリア尼崎106号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目８番17―３号
破産者　西田　淳二
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３４号
兵庫県西宮市久保町12番19―405号、前住所兵庫県西宮市東町２丁目５番20―302号
破産者　佐藤　　稔
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９０号
奈良県磯城郡田原本町大字新町258番地の１
破産者　中本　陽子
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係